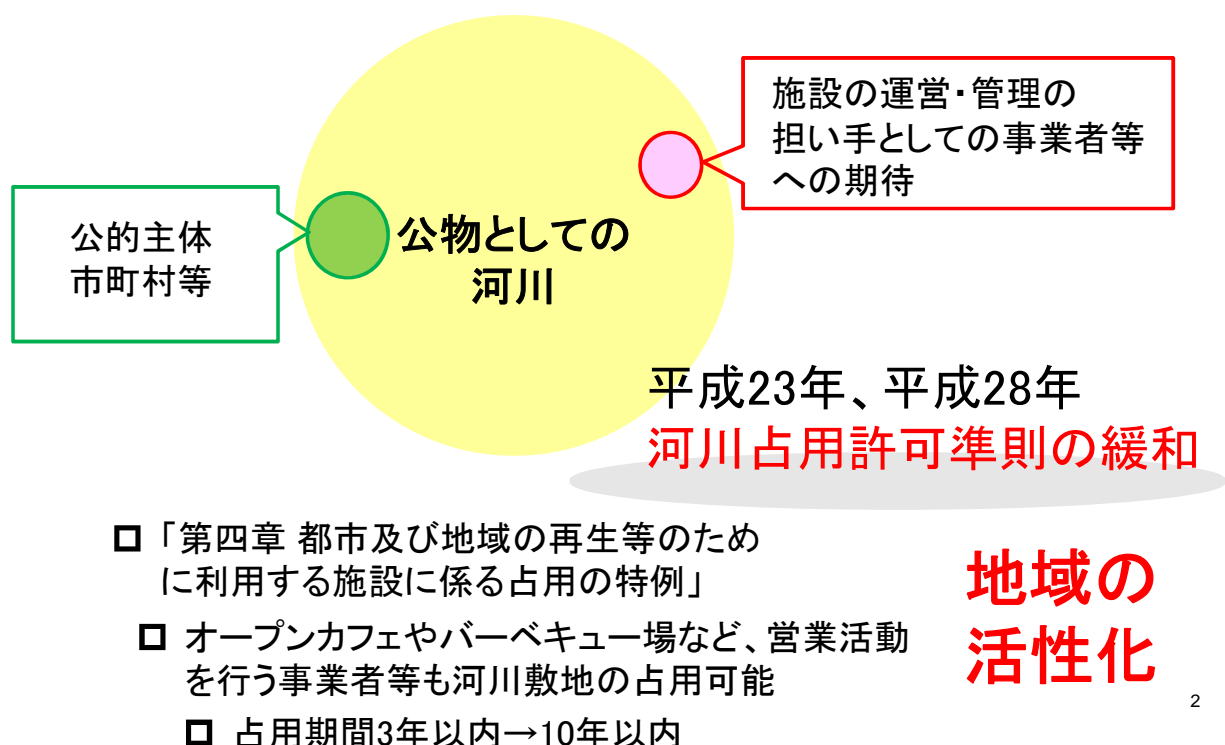


2. 「経済」活動の場としての 水辺の可能性を考える

まちづくり・防災グループ 研究員
佐治 史

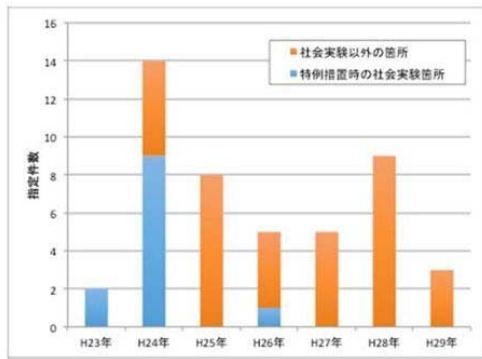
本研究の背景



本研究の背景

特例を受ける条件

- ✓ 地域の合意
- ✓ 河川管理者による「都市・地域再生等利用区域」の指定



都市・地域再生等利用区域の指定件数は限定的



大きな歯車

Ex. 広島オープンカフェ
北浜テラス 等

事業者等による水辺の営業活動等

小さな歯車

Ex. 1日単位、期間限定のマルシェ、イベント 等

3

本研究の問い・目的・方法

本研究: 「小さな歯車」に注目

問い:

- 一時使用・一時占有を活用してどのような営業活動が行われているか
- 水辺での営業活動にはいかなる魅力や難しさがあり、難しさに対し事業者はどのように対応しているか

目的:

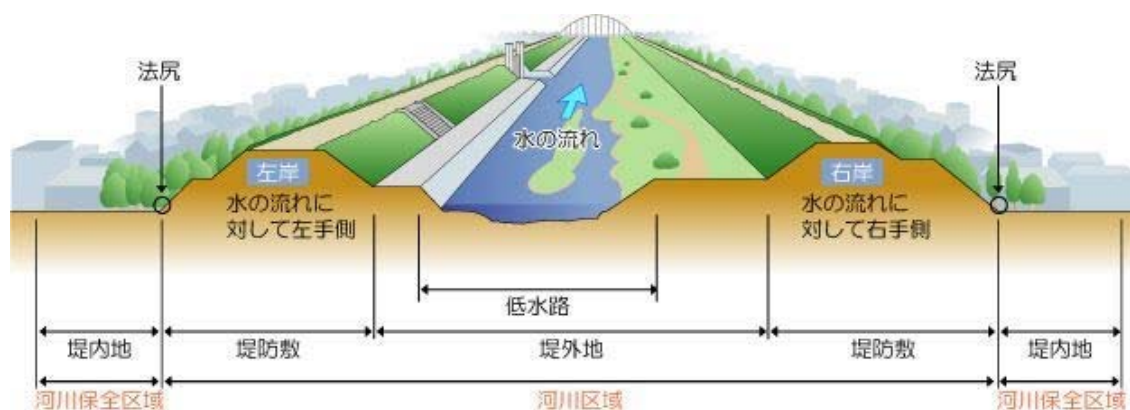
- 「準則」(「一時占有の許可」と「一時占有に関する通知」)への提言
- 経済活動の場としての水辺の可能性を展望

方法: 事業者等へのヒアリングによる意識調査

4

本研究で射程とする「水辺」

河川区域と「まち」とのつながりに注目



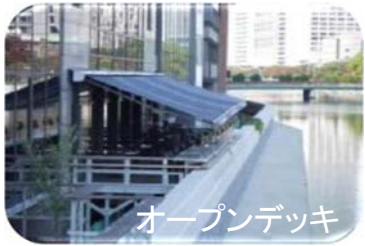
5

本発表の構成

1. 事業者等による河川利用とは
2. 事業者等への意識調査
3. 水辺で営業活動を行う魅力
4. 水辺で営業活動を行う難しさと対応策
5. 本研究から得られたこと

6

1. 事業者等による河川利用とは



「河川敷地占用許可準則」(平成23年、28年一部改正)
第二十二

- 3 一 広場
 - 二 イベント施設
 - 三 遊歩道
 - 四 船着場
 - 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む。)
 - 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
 - 七 日よけ
 - 八 船上食事施設
 - 九 突出看板
 - 十 川床
 - 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設
- 4一 第六に掲げる占用主体
- 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
- 三 営業活動を行う事業者等

1. 事業者等による河川利用とは

各出張所のホームページ

A出張所

1. 映画やテレビ番組などの撮影
2. マラソン・ウォーキング大会など
3. 水防訓練・防災訓練
4. 現地測量、環境調査
5. 各種イベント(清掃活動・自然観察会)

B出張所

1. お祭り(上越まつり、稲田祇園祭)
2. マラソン大会、川下り大会、テントなどの工作物の設置する各種行事 等

河川敷地における一時的な河川利用の取扱い

自由使用		許可使用	
狭義の自由使用 (手続不要)	一時使用 (届出)	一時占用 (許可申請)	占用 (許可申請)
小 ←		→ 大	
占使用の排他性			

出典:[前橋2014]

A出張所 B出張所
一時使用 or 一時占用



1. 事業者等による河川利用とは

「河川敷地占用許可準則」(平成23年、28年一部改正)

一時占用の許可

第十五

工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占有することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

9

1. 事業者等による河川利用とは

「河川敷地占用許可準則の一部改正について」(平成17年)

六 準則第一五について

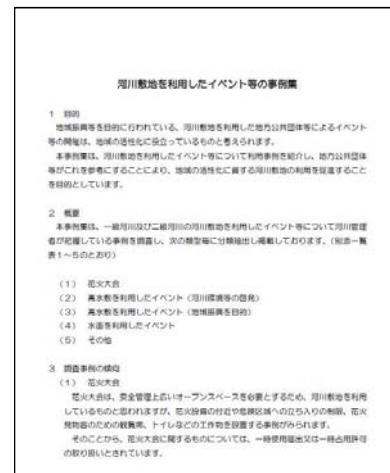
...許可にあたっては、治水上・利水上の支障及び環境保全上並びに他の者の利用との調整について十分考慮するとともに、必要に応じて条件を付すなどその適正な運用に努められたい。

地域の実情に即した取扱い

河川敷地の利用の工夫により手続きの簡素化も可能

河川敷地利用事例集を参考にする旨記載

『河川敷地を利用したイベント等の事例集』



10

2. 事業者等への意識調査

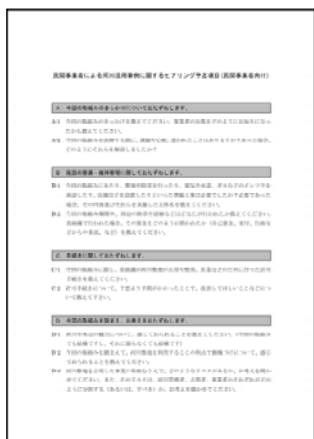
調査概要

ヒアリング調査

対象: 3団体
飲食・販売

質問の
ポイント

- ①水辺の魅力
- ②河川敷地利用のリスク
- ③営業のための許可手続き
- ④日常管理・運営
- ⑤設備調達
- ⑥地域との関係



2. 活動主体の意識調査 事業者等へのヒアリング調査

調査対象

類型	事業者	水辺	都市	事業名	内容	河川管理者
飲食・販売	団体A	桜川	茨城県水戸市	「River-sakuragawa nightparty -」オープンカフェ	飲食・物販、ミニコンサートを実施 H29年度の社会実験	常陸河川国道事務所
飲食・販売	B社	笛吹川	山梨県笛吹市	笛吹川 水辺カフェ	オープンカフェ H28年度の社会実験	甲府河川国道事務所
飲食・販売	団体C	川内川	鹿児島県薩摩川内市	薩摩川内リバーフロントマルシェ	河川敷でのイベント開催、飲食、物販 H28年9月スタート。 これまで4回実施。 出店数:10数店	川内川河川事務所

事例① 「River- sakuragawa nightparty -」 オープンカフェ

概要	水辺の魅力を向上させ、地域の方々が、日常的に憩いの場として桜川の河川敷を利用することを目的として、民間事業者と水戸市、常陸河川国道事務所が共同して、2日間限定で桜川河川敷にオープンカフェを開催する社会実験を実施。のべ約1,300人の方々が来場。
場所	桜川河川敷[河川区域]
管理者	国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所
事業者	事業者、市、国の3者で共同実施：
営業形態	飲食、販売、音楽演奏
許可手続き	河川敷地の一時占用許可(関東地方整備局)

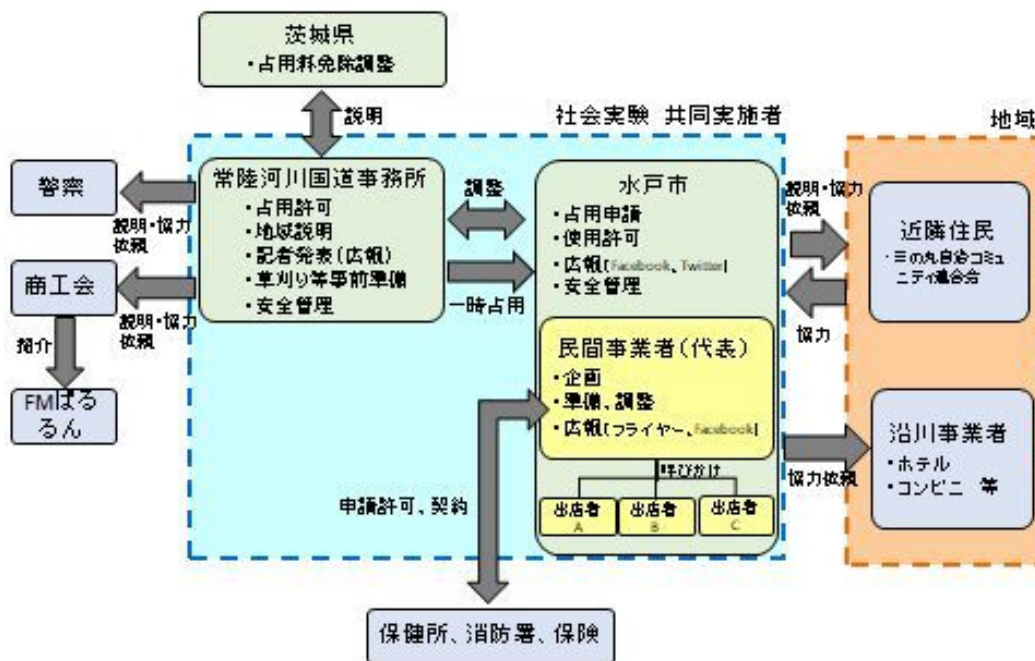


- 「水戸地区かわまちづくり」計画
- 地域の活動実績の多い出店団体から河川敷を使いたいとの申し出
- 7月7、8日にのべ10店舗
- 去年も同じ場所で水辺で乾杯実施

出典：(公財)リバーフロント研究所撮影

13

実施体制図



出典：(公財)リバーフロント研究所作成

14

水辺の魅力	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかにありながら使われていない空間 ・川沿いの夜の雰囲気がい気持ちいい ・夜の空間を皆に楽しんでほしい
河川敷地利用のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・水際に近いところ子供たちが走りまわっており落水する危険(親が目を離している) ・河川敷地は夜間は暗い ・水辺は虫が発生しやすい
営業のための許可手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・時間のなかで国や市の皆さんにはご尽力いただいた。 ・一時占用を河川事務所から水戸市に許可
日常管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・河川事務所で草刈り等の事前準備を実施 ・当日のゴミは、お客さんに声がけして各店舗で回収 ・使い捨てではなく木製の皿等を使用 ・事業者が翌日のゴミ拾い、点検を実施
設備調達	<ul style="list-style-type: none"> ・発動機を持参
地域との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・河川事務所で自治会会長にアポイントをとり事前説明を実施 ・事業者が沿川ホテル、コンビニ等へ説明し快く協力いただいた ・市役所が市の駐車場を開放 ・ローソンで売り上げが上がったとの声

15

事業者
の声

「もともとイベントの趣旨というのをある程度ご理解していただいた方に出店していただけたと思っていまして、なので、販売数とかというよりかはこの夜の空間を楽しんでもらえるような方々という方で絞った、

(略)

バランスといいますか、逆に今回の会場でいうと、多分出店者を増やせば増やすほどイベントの質は落ちると考えています。というのは、来場者数だとか、あとは会場の雰囲気づくりだとかそういった面で、このぐらいの規模でやりたいなと思う気持ちもあるんですけども」(団体A)

16

事例② 笛吹川 水辺カフェ

概要	笛吹市の桃やぶどう、地元の野菜を使った軽食、笛吹市内のワイナリーのワイン、県産の食材等、笛吹市産にこだわった「水辺カフェ」。 ・2016年8月31日から11月27日まで、毎金・土・日・祝日に営業
場所	笛吹川河川敷[河川区域]
管理者	国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所
事業者	B社
営業形態	飲食
許可手続き	河川敷地の一時占用許可



出典:(公財)リバーフロント研究所撮影

- ❑ 第1回ミズベリング笛吹会議での市民のアイデア
- ❑ 笛吹市の経営企画課と観光商工課が連携し交付金を申請
- ❑ B社は樹海やカヌー等アウトドア専門、観光協会より紹介(拠点は富士吉田市)

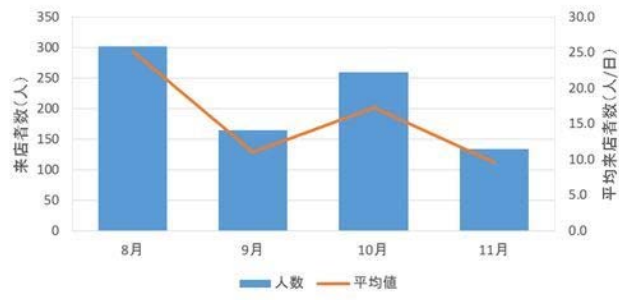
17



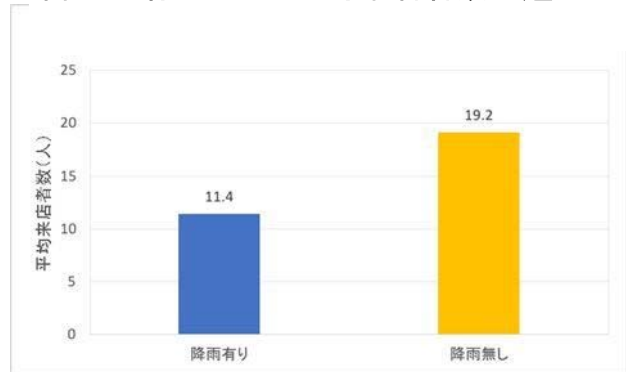
出典: 笛吹市役所
<http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/file/8/57aab7e68dd89.pdf>

18

月別の来店者数及び日平均来店者数の推移



降雨の有無による平均来店者数の違い



- ✓ 9月に一旦落ち込み、10月に回復し、11月に減少
- ✓ 月は8月の観光シーズンが一段落するとともに、台風等雨の影響もあると考えられる

- ✓ 降雨があった日は、降雨の無い時に比べ、平均で8人程度少なくなる

作成) 気象庁の過去のデータ検索ページ
 (http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php?prec_no=49&block_no=47638&year=&month=&day=&view=)

水辺の魅力	・特に回答なし
河川敷地利用のリスク	・降雨時には料理の配膳も雨に当たる ・変則的な営業であったために「食材ロス」が非常に多く発生、また人材確保が困難
営業のための許可手続き	・市役所が中心となりインフラ整備や河川の占用及びテラスの建築確認申請をサポート
日常管理・運営	・除草は市役所が年3回定期的実施。ゴミは出ないように再利用可能な食器を使用
設備調達	・水道、電気、排水は笛吹市役所が敷設。既設の公衆トイレにある水道、電気、排水を利用。 ・飲食スペースは笛吹市役所が敷設・撤去。調理スペースはB社が設置・撤去
地域との関係	・地域の協力を引き出す段階まで至らず。地元にはゆかりがないB社のカフェには協力するインセンティブが沸かなかったのかもしれない

事例③薩摩川内リバーフロントマルシェ（鹿児島県薩摩川内市）

概要	薩摩川内市の農家を中心とした対話プログラムで地域のブランドとして河川に着目し、プログラム参加者が中心となって実行委員会を結成し、開催したイベント。2015年9月より不定期に4回開催。
場所	川内川河川敷[河川区域]
管理者	国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所
事業者	実行委員会（農家、個人事業経営者、市役所職員、地域おこし協力隊、学生など。薩摩川内市後援）
営業形態	飲食、物販、パフォーマンス
許可手続き	河川敷地の一時使用許可（九州地方整備局）



会場の西開間都市緑地公園前



□ 市内の農家を中心とした対話プログラムで地域のブランドとして河川に着目し、プログラム参加者が中心となって実行委員会を結成

出典：リバーフロントマルシェ実行委員会HP

水辺の魅力	<ul style="list-style-type: none"> ・風景が良く、清々しい ・川が中心市街地を流れ人の往来も多い
河川敷地利用のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・水難事故や風の影響を受けやすい ・風速に対してのテントを畳む、イベント中止等の判断基準がない
営業のための許可手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・一時使用が受理されるまでに時間を要した ・当時の河川事務所の担当はソフト事業の責任負担は市の仕事と考え、占用許可下りず ・上記の他に、事業者が占用料を払わなければならないことについての配慮があった ・イベント実施については一時使用で問題なし
日常管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・除草や清掃活動は自己負担。ゴミは農家が回収リサイクル
設備調達	<ul style="list-style-type: none"> ・電気は近隣の公園及び電気自動車を利用
地域との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは近隣のコンビニを案内。コンビニからの苦情はなく、快く貸してくれた。 ・対岸で木市が開催され、会場間の往来で来場者数増、また一緒に開催したいとの要望

事業者 の声

「様々な制度や補助金の利用も検討しているが、制度を利用することにより義務的に活動が続けていく様にはなりたくない。自分たちが面白くないと感じたときは潔くやめようと実行委員会内では常々話しており、活動に義務感が生じると自分たちにとっての面白さがなくなるのではないか、それを懸念している」(団体C)

23

3. 水辺で営業活動を行う魅力

水辺そのものの魅力

- 風景が良く、清々しい
- 川沿いの夜の雰囲気気持がいい

まちのなかでの水辺の魅力

- 川が中心市街地を流れ人の往来も多い
- まちなかにありながら使われていない空間

24

4. 水辺で営業活動を行う難しさと対応策

(1) 制度・手続き面

- 事業者だけでは制度の存在や手続きに関する知識、経験が十分ではない
 - ←河川事務所担当者との対話を重ね協力を得る
 - ←地元自治体が協力、代行する
- 一時使用上の条件等では、風速に対してのテントを畳む、イベント中止等の判断基準がない
 - ←実行委員会内等で独自に設定
 - ←河川管理者の意見を内容に盛り込んで設定する

(2) 河川敷地利用のリスク

- 風雨や水難事故
- 電気の容量が小さい等、設備の制限
 - ←随所に雨よけの工夫
 - ←人員を配置し、水難事故等の監視
 - ←電気自動車、発動機等の別電源を持参

25

4. 水辺で営業活動を行う難しさと対応策

(3) 地域との関係

- 周辺住民の合意を得ないと事業の実施や継続が難しい
 - ←町会や沿川の事業者等への事前説明や協力依頼
 - ←既存のイベントとの連携
 - ←日頃から顔の見える関係づくり

(4) 占用期間と収益

- 出店の長期化は収益減となる可能性あり
 - ←出店依頼があっても断る(事例以外の事業者)
 - ←単日、2日程度の開催にすることで、販売計画を立てやすい
 - ←「必要以上に儲けるつもりはない」との発想
 - ←本業の職業と無理なく両立

26

5. 本研究で得られたこと

目的

- ・「準則」(第十五「一時占用の許可」並びに「一時占用に関する通知」)への提言
- ・経済活動の場としての水辺の可能性を展望



「一時占用の許可」「一時占用に関する通知」への提言:

- 治水上・利水上の支障内容や、地域との調整を判断する際の留意点を明記
- 各地での留意点等を収集・整理し事例集等を作成
- 『河川敷地を利用したイベント等の事例集』の更新

水辺の可能性:

- 収益重視というより、「損を出さない程度の収益 + α 」に重きを置いた「**ほどほどの**」**営業活動**が行われる空間
ex. **楽しみ、地域への貢献、地域への愛着**など

27

参考資料・文献

- 前橋貴幸2014「河川敷地の一時的な占用等に関する考え方について」『平成26年度近畿地方整備局研究発表会 論文集』(行政サービス部門:No.16)
- 笛吹市役所「とことん「笛吹市産」にこだわった「笛吹川 水辺カフェ」8月7日プレオープン」

28

ご清聴ありがとうございました